

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和8年1月28日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に付する事項

(1)件 名	公立保育所一般廃棄物収集運搬業務委託
(2)設 計 書	別添のとおり
(3)履 行 場 所	秋田市寺内油田二丁目5番1号 ほか3か所
(4)履 行 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(5)入札参加要件	<ul style="list-style-type: none">① 秋田市の一般廃棄物収集運搬許可業者であること。② 秋田市内に本社、支店又は営業所を有する者であること。③ 市税に滞納がある者ではないこと。④ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。⑤ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。⑥ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
(6)入札参加申込み	
受 付 期 間	令和8年1月28日（水）から令和8年2月6日（金）まで 土日を除く午前9時から午後5時まで
受 付 場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁舎2階 子ども未来部子ども育成課（柱番号2-6）
(7)指 名 通 知 等	令和8年2月10日（火）までに電子メールで通知（予定）
(8)入 札	
日 時	令和8年2月18日（水）午前10時
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁舎2階 2-B会議室
入 札 保 証 金 お よ び 契 約 保 証 金	秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号。以下「規則」という。）第109条により入札保証金が必要となります。 金額や納付方法については、規則および別紙「入札保証金の取扱いに係る説明書および様式」を参照してください。
(9)契 約 日	令和8年2月24日（火）（予定）

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加要件の審査を受けてください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

(イ) 入札保証金免除申請書（入札保証金関係様式1）

入札保証金の取扱いに係る説明書の1(2)に該当し、免除を希望する場合のみ、次の必要書類を添えて提出してください。

a 入札保証金の取扱いに係る説明書の1(2)アに該当する場合

当該入札保証保険契約に係る保険証券の写し

b 入札保証金の取扱いに係る説明書の1(2)イに該当する場合

入札保証金免除申請書に記載した契約件名の契約書の写しおよび仕様書の写し（仕様書がない場合は業務の概要がわかるものの写し）

(ウ) 誓約書（様式2）

(エ) 納税証明書（写し可）

a 秋田市に納めた法人市民税

b 秋田市に納めた固定資産税

※法人市民税は、直近の営業年度のもの

※固定資産税は、直近のもの

※納税証明書に代えて、各納付書の写しでも可

※固定資産税で課税物件がない場合は、「資産なし証明」を提出

(オ) 商業登記簿謄本又は登記事項全部証明書

（申請日3か月以内に発行されたもの。写し可。）

イ アの(ア)～(ウ)の様式は、秋田市ホームページ「その他入札・契約」の当該入札情報に掲載している様式を使用してください。

ウ 申込書等は、持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

(2) 指名について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に電子メールにて指名通知します。入札保証金の有無（免除申請の結果）についても、指名通知に記載します。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合も、電子メールで選定結果を通知します。

(3) 入札について

ア 入札会場への入場者は、会場の都合上、1社2名以内とします。

イ 応札の際は、秋田市財務規則および入札心得を遵守してください。また、個人情報取扱特記事項の内容を確認し、了承のうえ、入札に参加してください。

※入札書および委任状等は、秋田市ホームページ「その他入札・契約」の当該入札情報に掲載している様式を使用してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

エ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定します。最低制限価格より低い入札をした者については落札者としないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお、入札書には代理人の印を押印してください

カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは辞退できません。

キ 入札執行回数は、2回を限度とします。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された書類は返却しません。

(3) 本件に関する問合せ先

秋田市子ども未来部

子ども育成課子育て事業担当

電話 018-888-5692